

「別表10」の改定について

別表10 感染症 をつぎのとおり改定します。

改定後	改定前																														
<p>別表 10 感染症</p> <p>「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとしします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分類項目</th> <th style="text-align: center;">基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr> <tr><td>腸チフス</td><td>A01. 0</td></tr> <tr><td>パラチフスA</td><td>A01. 1</td></tr> <tr><td>細菌性赤痢</td><td>A03</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td><td>A04. 3</td></tr> <tr><td>ペスト</td><td>A20</td></tr> <tr><td>ジフテリア</td><td>A36</td></tr> <tr><td>急性灰白髄炎<ポリオ></td><td>A80</td></tr> <tr><td>ラッサ熱</td><td>A96. 2</td></tr> <tr><td>クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱</td><td>A98. 0</td></tr> <tr><td>マールブルグ<Marburg>ウイルス病</td><td>A98. 3</td></tr> <tr><td>エボラ<Ebola>ウイルス病</td><td>A98. 4</td></tr> <tr><td>痘瘡</td><td>B03</td></tr> <tr><td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコ ロナウイルスであるものに限りません。)</td><td>U04</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、上記に定めるほか、<u>新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。）</u>についても、上記に定める感染症に含めるものとしします。ただし、<u>新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および<u>新型インフルエンザ等感染症</u>のいずれにも該当しないこととなった場合には、この限りではありません。</u></p>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01. 0	パラチフスA	A01. 1	細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3	ペスト	A20	ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96. 2	クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98. 3	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98. 4	痘瘡	B03	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコ ロナウイルスであるものに限りません。)	U04	<p>別表 10 感染症</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>なお、上記に定めるほか、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第 11 号）で定められている新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。）</u>についても、上記に定める感染症に含めるものとしします。ただし、<u>新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および<u>指定感染症</u>のいずれにも該当しないこととなった場合には、この限りではありません。</u></p>
分類項目	基本分類コード																														
コレラ	A00																														
腸チフス	A01. 0																														
パラチフスA	A01. 1																														
細菌性赤痢	A03																														
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3																														
ペスト	A20																														
ジフテリア	A36																														
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80																														
ラッサ熱	A96. 2																														
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0																														
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98. 3																														
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98. 4																														
痘瘡	B03																														
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコ ロナウイルスであるものに限りません。)	U04																														

※令和 3年 2月 13日から令和 3年 3月 17日までの新型コロナウイルス感染症による支払事由の該当については、改定後の別表 10 を適用します。

「別表10」の改定について

別表10 感染症 をつぎのとおり改定します。

改定後	改定前																														
<p>別表 10 感染症</p> <p>「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分類項目</th> <th style="text-align: center;">基本分類 コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr> <tr><td>腸チフス</td><td>A01. 0</td></tr> <tr><td>パラチフスA</td><td>A01. 1</td></tr> <tr><td>細菌性赤痢</td><td>A03</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td><td>A04. 3</td></tr> <tr><td>ペスト</td><td>A20</td></tr> <tr><td>ジフテリア</td><td>A36</td></tr> <tr><td>急性灰白髄炎<ポリオ></td><td>A80</td></tr> <tr><td>ラッサ熱</td><td>A96. 2</td></tr> <tr><td>クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱</td><td>A98. 0</td></tr> <tr><td>マールブルグ<Marburg>ウイルス病</td><td>A98. 3</td></tr> <tr><td>エボラ<Ebola>ウイルス病</td><td>A98. 4</td></tr> <tr><td>痘瘡</td><td>B03</td></tr> <tr><td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコ ロナウイルスであるものに限りません。)</td><td>U04</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、上記に定めるほか、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）</u>で定められている<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。）</u>についても、上記に定める感染症に含めるものとします。<u>ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この限りではありません。</u></p>	分類項目	基本分類 コード	コレラ	A00	腸チフス	A01. 0	パラチフスA	A01. 1	細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3	ペスト	A20	ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96. 2	クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98. 3	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98. 4	痘瘡	B03	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコ ロナウイルスであるものに限りません。)	U04	<p>別表 10 感染症</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>
分類項目	基本分類 コード																														
コレラ	A00																														
腸チフス	A01. 0																														
パラチフスA	A01. 1																														
細菌性赤痢	A03																														
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3																														
ペスト	A20																														
ジフテリア	A36																														
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80																														
ラッサ熱	A96. 2																														
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0																														
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98. 3																														
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98. 4																														
痘瘡	B03																														
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコ ロナウイルスであるものに限りません。)	U04																														